

通算法人である中小企業者等の試験研究費の額に係る
税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

通算法人である中小企業者等の試験研究費の額に係る 税額控除可能分配額等の計算に関する明細書					事業年度	：	：	法人名		
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」)－(別表六(十)「1」)			1		円	他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」)－(別表六(十)「14」)			16	円
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)＋(別表六(十)「1」)			2			各通算法人の調整前法人税額の合計額 (16)＋(別表六(十)「14」)			17	
控除対象試験研究費の額の計算	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」)－(別表六(十)「4」)		3		法人税額基準額の計算	(8) > 12 % の 場 合		18	0.35	
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)＋(別表六(十)「4」)		4			(11) > 10%の場合の特例加算割合 $\left((11) - \frac{10}{100} \right) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)		19		
合算増減試験研究費割合の計算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」)－(別表六(十)「5」)		5		税額控除可能額の計算	法人税額基準額 $\left((17) + (別表六(十三)「9」) \right) \times \left((18)、(0.25 + (19)) \text{ 又は } 0.25 \right)$			20	円
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)＋(別表六(十)「5」)		6			税額控除可能額 (15)と(20)のうち少ない金額)			21	
	合算増減試験研究費の額 (2)－(6)		7			控除分配割合 (別表六(十)「14」)÷(17)			22	―――
	合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$		8			税額控除可能分配額 (21)×(22)			23	円
合算試験研究費割合の計算	他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」)－(別表六(十)「8」)		9		この申告が修正申告である場合	当初申告税額控除可能額 (当初申告の(21))			24	
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)＋(別表六(十)「8」)		10			当初申告税額控除可能分配額 (当初申告の(23))			25	
	合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$		11			(21) ≥ (24) の 場 合 (25)			26	
合算税額控除割合の計算	割増前合算税額控除割合 $\frac{12}{100} + \left((8) - \frac{12}{100} \right) \times 0.375$ (0.12未満の場合又は(6)＝0の場合は0.12)		12		(21)	税額控除超過額 (24)－(21)			27	
	(11) > 10 % の 場 合 の 控 除 割 増 率 $\left((11) - \frac{10}{100} \right) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)		13			(25) > 0の場合の税額控除可能分配額 (25)－(27) (マイナスの場合は0)			28	
	合算税額控除割合 (12)＋(12)×(13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)		14			(27) > (25)の場合の税額控除超過取戻税額 (27)－(25)			29	
	非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額		30			(30)の法人税額相当額			31	
中小企業者等試験研究費基準額 (4)×((14)又は0.12)			15		合算非	(31)の当期税額基準額 (31)×((18)、(0.25＋(19))又は0.25)			32	
				調整後税額控除可能額 (15)と((20)－(32))のうち少ない金額)			33			
				(24) > (33)の場合の非特定欠損金調整取戻税額 (24)－(33)			34			

別表六(十)付表 令七・四・一以後終了事業年度分